

平成24年度 入札契約制度の見直しについて

別冊

- ・予定価格の事後公表の試行概要 1～2

- ・建設工事における府内企業への発注について 3

- ・工事関係提出書類一覧(建設資材の府内調達) 5～6

- ・京都府が発注する建設工事に係る元請・下請関係の
適正化及び労働環境の確保に関する指針の要旨 7～8

- ・低入札価格調査制度の検証・見直し概要 9～10

- ・建設工事等の発注事務等に関する
京都府発注担当職員行動指針 11～14

- ・建設工事等の入札情報に関する問い合わせ等に
係る取扱要綱 15～17

- ・工事等成績評定要領の改正について 19

- ・「工事等契約に係る指名停止等の措置要領」の
改正について 21

予定価格の事後公表の試行概要

指導検査課

予定価格の事後公表の試行概要

● 事後公表

- 対象工事 : 総合評価で4,500万円以上の一部
- 公表時期 : 当初入札締切日の翌日

● 再度入札

- 回数 : 1回
- 再度入札者 : 当初入札において不着、辞退、失格、無効の者は、再度入札に、参加できない。(再度入札通知もしない。)
- 入札の辞退 : 再度入札において、予定価格未満で入札できない者は、再度入札を辞退できる。
- 入札期間 : 再度入札通知の翌日(午後2時まで)
- 開札時期 : 再度入札通知の翌日(午後2時以降)
- 内訳書 : 提出を要しない。

● 予定価格通知後の質疑制度を導入

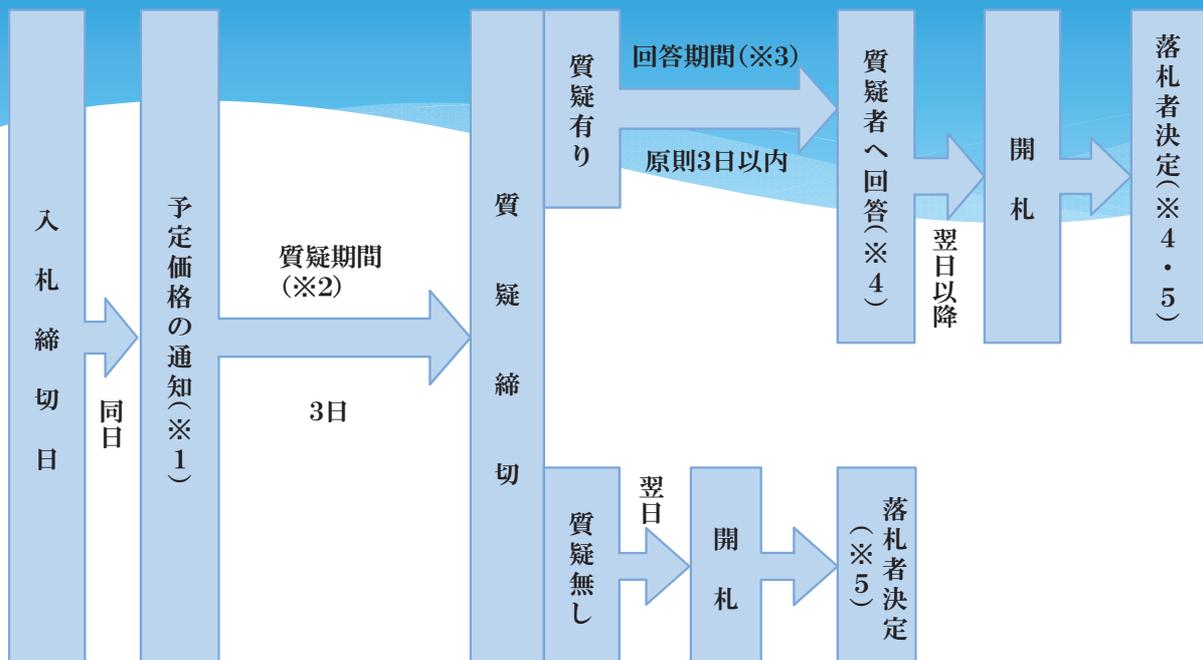
再度入札期間について



- ▶ 当初入札期間：2日間
- ▶ 当初開札：質疑締切日又は回答期間終了日の翌日
- ▶ 再度入札通知：当初開札後（同日中）
- ▶ 再度入札期間：再度入札通知の翌日
（午前9時から午後2時まで）
- ▶ 再度開札：再度入札期間終了後（同日中）

※質疑がなかった場合は、質疑受付締切日の翌日に開札を行い、回答期間は設けない。

予定価格公表後の質疑制度



(※1)入札締切通知書により入札者あてに、予定価格を通知

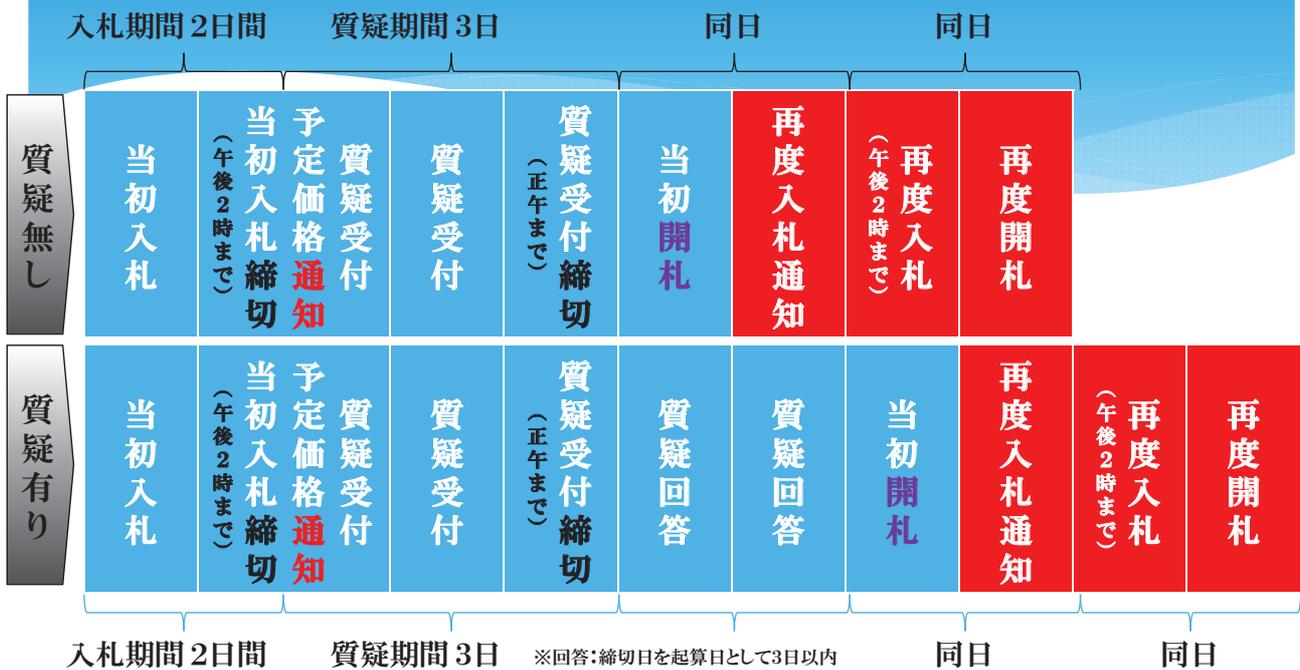
(※2)予定価格を通知した日から起算して3日後(休日等を除く。)の正午まで

(※3)質疑を締め切った日から起算して原則3日以内(休日等を除く。)

(※4)当該入札契約事務を続行することが適当でないとき、当該入札を取りやめることがある。

(※5)開札の結果落札候補者がいない場合は、再度入札を行う。

質疑の有無による開札日の変動について



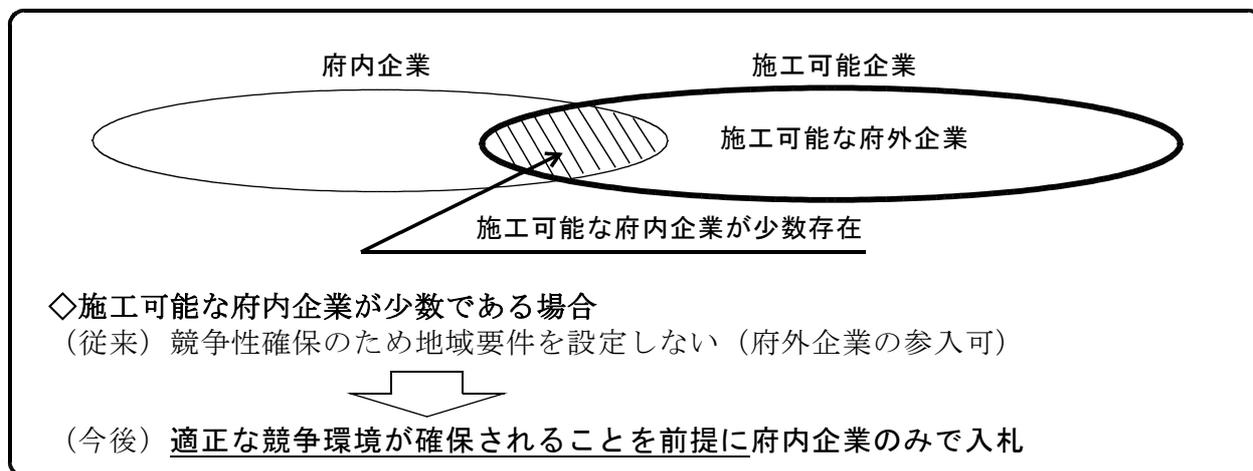
- ・ 予定価格の公表は、当初入札締切日の翌日に入札情報公開システムで行う。
- ・ 質疑が無かった場合は、質疑受付締切日の翌日に開札を行い、回答期間は設けない。
- ・ 質疑があった場合は、回答期間を設け、開札日を延期する。

建設工事における府内企業への発注について

1 公契約大綱に基づく府内企業への発注原則の徹底について

公契約大綱では、「公正な競争」「地域経済への配慮」「安心・安全の確保」のバランスがとれた入札契約制度を目指しています。その中で、「地域経済への配慮」として、極めて少数の場合を除いて府内企業への発注を原則とする運用を徹底することとしています。

今後、施工可能な府内企業が少数の場合でも、適正な競争環境が確保されることを前提として、府内企業のみでの入札を実施していきます。



2 入札監視委員会に事前に報告又は事後に審査いただく事項

- ① **入札公告前に委員会に報告する案件** (例外的に府外業者にも入札参加を認める工事)
 - ◇**施工可能な府内企業がないか、極めて少数なことが明確な工事の類型(注)** →報告済
 - ◇**工事の特殊性・内容に応じて、府外企業の入札参加を認めようとする個別の工事**
 (個別工事があれば、定例委員会(6月、10月、2月)にて報告する。)
 - <報告の観点>府内企業では施工不能とする理由の合理性
 - ・施工可能な府内業者の状況 など
 (落札決定後は、他の入札案件と同様に抽出対象工事として定例委員会で事後審査)
- ② **落札決定後に審査いただく案件**
 - ◇**施工可能な府内企業が少数であるが府内企業のみでの発注とした案件**
 (定例委員会にて、抽出案件として審査) ※案件一覧を報告
 - <観点>適正な競争環境の確認
 - ・入札参加者数、落札率等
 - ・改善すべき事項の有無 など
- ◎ **WTO対象となる工事(19億4千万円以上(H24.4~)の工事)は事前審査対象外**
 <理由> 特例政令により営業所の所在地に関する資格を定められないため。
 (落札決定後は、他の入札案件と同様に抽出対象工事として定例委員会で事後審査)

(注) 施工可能な府内企業がないか、極めて少数なことが明確な工事の類型

- ◆ **工事の特殊、専門性から府内に施工できる企業が極めて少ない工事**
 - ①鋼橋やPC橋等の橋梁上部工や消化ガスタンク等の専門工事
 - ②技術的難易度が容易でないトンネル工事
 - ③特殊機械や専門技術を要する法面処理等工事
 - ④設計やシステム開発を行った上で工場製作を行う必要のある特殊機器を含む設備工事及びその点検・修繕工事
 - ⑤高度で特殊な技術を要する重要文化財建造物の保存修理工事
- <理由> 施工技術を伴わない企業が受注すると、工事の全てを下請発注することとなり、建設業法第22条で禁止されている「一括下請」に該当する発注となるため。

[ホーム](#) > [産業・しごと](#) > [土木建築・基盤整備](#) > [建設交通部の技術管理関連情報](#) > 工事関係提出書類一覧（平成24年9月1日以降、入札公告又は入札通知する建設工事から適用）

 ツイート 0

 いいね! 0

工事関係提出書類一覧（平成24年9月1日以降、入札公告又は入札通知する建設工事から適用）

掲載様式一覧

- 様式1 請負代金内訳書及び工程表の提出について
- 様式1-1 請負代金内訳書(別紙)
- 様式1-2 工程表(別紙)
- 様式2 現場代理人等(変更)通知書
- 様式2-1 経歴書(別紙)
- 様式3 施工計画書
- 様式4 共同施工計画書
- 様式5 工事着手届
- 様式6 工事打合簿
- 様式6-1 工事打合簿（提出・報告・通知・届出）
- 様式7 段階確認書
- 様式8 確認・立会書
- 様式9 材料確認簿
- 様式10 休日・夜間作業届
- 様式11 工事履行報告書
- 様式11-1 実施工程表(別紙)
- 様式12 支給材料受領書(貸与品借用書)
- 様式13 現場発生品調書
- 様式14 工事事故報告書
- 様式15 工期延期願
- 様式16 工事出来高届
- 様式16-1 工事出来高内訳書(別紙)
- 様式17 安全・訓練報告書
- 様式18 建退共運営実績報告書（A）（B）
- 様式19 運搬管理表
- 様式20 高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況
- 様式21 工事完成届
- 様式22 工事目的物引渡書
- 様式23 請求書
- 様式24 工事事前協議チェックシート
- 様式25 業務委託事前協議チェックシート
- 様式26 提出成果一覧表
- 様式27 工事完成図書納品書
- 様式28 設計業務等成果品納品書
 - (追加様式) 総合評価競争入札における提出書類
 - (追加様式) 元下指針における関係書類

様式24から28は、電子納品関連書類です。

様式詳細

右クリック「対象をファイルで保存」でダウンロードできます。

様式1 請負代金内訳書及び工程表の提出について

- 提出部数:本庁契約 3部、公所契約 3部
- 提出期限:委託着手前まで
- 様式:[様式25\(Excelファイル, 31KB\)](#) (EXCEL : 31KB)

様式26 提出成果一覧表

- 作成者:受注者
- あて名:発注者
- 提出部数:本庁契約 3部、公所契約 3部
- 提出期限:工事完成の日
- 様式:[様式26\(Excelファイル,19KB\)](#) (EXCEL : 19KB)

様式27 工事完成図書納品書

- 作成者:受注者
- あて名:発注者
- 提出部数:本庁契約 3部、公所契約 3部
- 提出期限:工事完成の日
- 様式:[様式27\(Wordファイル,20KB\)](#) (WORD : 20KB)

様式28 設計業務等成果品納品書

- 作成者:受注者
- あて名:発注者
- 提出部数:本庁契約 3部、公所契約 3部
- 提出期限:工事完成の日
- 様式:[様式28\(Wordファイル,38KB\)](#) (WORD : 23KB)

(追加様式) 総合評価競争入札における提出書類

- 作成者:現場代理人
- あて名:監督職員
- 提出部数:本庁契約 1部、公所契約 1部
- 提出期限:工事完成の日
- 様式:[府内調達実績報告書及び下請割合比較表](#) (EXCEL : 48KB)

(追加様式) 元下指針における関係書類

[元請下請関係の適正化の要旨について](#) (PDF : 131KB)

- 作成者:受注者
- あて名:発注者
- 提出部数:本庁契約 1部、公所契約 1部
- 提出期限:事前に。ただし、府内企業施工率算出表については、工事完成の日
- 様式:[府内企業施工率算定表](#) (EXCEL : 29KB)、[府内資材選定困難理由書](#) (EXCEL : 27KB)、[重層下請理由書](#) (元下指針様式第1号) (WORD : 34KB)、[府外下請選定理由書](#) (元下指針様式第2号) (WORD : 33KB)、[下請工事契約時チェックリスト](#) (元下指針様式第3号) (WORD : 42KB)
- その他:工事現場の見やすい場所に契約遵守窓口が開設されていることを案内する[ステッカー](#) (EXCEL : 41KB) を掲示してください。

お問い合わせ

建設交通部指導検査課
京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町
電話番号 : 075-414-5222
ファックス : 075-414-5243
shido@pref.kyoto.lg.jp

京都府が発注する建設工事に係る元請・下請関係の適正化及び労働環境の確保に関する指針の要旨

1 趣旨

本指針により、京都府が発注する全ての建設工事（除草等委託契約書に基づく業務委託を含む）において、元請負人と下請負人の関係の適正化及び府工事等に係る建設労働者の労働環境の確保を図っていきます。

2 内容

●「一括下請負の禁止等」について

（指針第3）

- 下請負人の労働条件の悪化を防ぐため、一括下請負の禁止に加えて、**下請負の次数を制限**します。
 - ・ **建築一式工事**は、**3次下請まで**。
 - ・ **建築一式工事を除く建設工事**は、**2次下請まで**。上記に示した**請負の次数を超える場合、工事着手前に、重層下請理由書（様式第1号）と賃金水準の分かる資料の写し（賃金台帳等）を提出**する必要があります。

●「下請負人の選定」について

（指針第4）

- 府の指名停止措置、下請参加停止者に指定されている者は、下請参加することは出来ません。
- **京都府内に本店を有する者から下請負人を選定**するようお願いします。
- **京都府外に本店を有する者から下請負人を選定する場合、工事着手前に、府外下請選定理由書（様式第2号）を提出**する必要があります。

●「下請け契約の締結及び履行」について

（指針第6）

下請契約を締結するときには、下記の条件を遵守する必要があります。

- **指針に定める事項を記載した下請契約書により契約を締結し、その写しと下請工事契約時チェックリスト（様式第3号）を直接請負者^(注※)に提出**すること。
 - 元請負人は全ての下請契約が適正になされているか、確認する必要があります。
下請契約書に記載が必要となった項目
 - ・ **関係法令の遵守**
 - ・ **京都府が発注する建設工事に係る元請・下請関係適正化及び労働環境の確保に関する指針の遵守**
 - ・ **是正及び調査への協力**
 - 必要な原価に満たない金額を請負代金とする下請契約を締結しないこと。
 - 建設工事に使用する資材若しくは機械器具又はこれらの購入先を指定しないこと。
- ※ 直接請負者：府工事等を京都府から直接請け負った者

●「請負代金の支払」について

(指針第7)

元請負人は、出来形相当部分及び工事完成後の支払に相応する下請代金を1月以内に支払うこととし、当該期間内においてもできる限り短い期間内に支払うよう努めることとします。

●「建設労働者の雇用条件の改善」について

(指針第9)

労働関係法令を遵守し、建設労働者の雇用条件の改善を図る必要があります。

●「施工体制の把握」について

(指針第10)

- 全ての建設工事について、施工体系図を作成し、見やすい場所に掲げるとともに、全ての下請契約書の写しとともに、京都府に提出する必要があります。
- 建設業法に基づき、(請負代金額が3千万円以上、建築一式工事にあつては4千5百万円以上) 施工体制台帳を作成した場合は、工事現場に備えるとともに、京都府に提出する必要があります。

●「府の指導、助言、指示」について

(指針第11)

京都府は、この指針の趣旨の徹底を図ります。

- 指針に違反等をし、工事の適正な施工の確保が困難となるおそれが生じた場合は、直接請負者に対し必要な措置を講ずるように指示します。
- 違反内容が重大であつて、直ちに是正等が必要と認めた場合には、京都府と直接請負者の合同調査を行います。
- 是正を求める府からの指示に、正当な理由なく従わないときは、
 - ・ 指名停止措置要領に基づく措置
 - ・ 下請参加停止者として指定し府工事等の下請負人としての参加を認めない等処分を行うことがあります。

●「下請参加停止者の指定期間及び公表方法」について

(指針第13)

下請参加停止者の指定期間は1箇月とし、ホームページに掲載し公表します。

●「契約遵守窓口の設置」について

(指針第14)

元請負人と下請負人の関係の適正化を図るため、当該工事を所管する部署に契約遵守窓口を開設します。

契約遵守窓口が開設されていることを案内するステッカーを工事現場の見やすい場所に掲げ、工事関係者に周知する必要があります。

※ 本指針は、京都府ホームページに掲載されていますので、詳細はそちらをご確認ください。

低入札価格調査制度の 検証・見直し概要 【徹底的なダンピング排除】

指導検査課

低入札価格調査制度の厳格化

低入札価格調査制度のダンピング対策としての効果を検証し、**徹底的にダンピングを排除**するため、**厳格な調査**を実施します。

■ 内容

通常の低入札調査においても、これまで特別重点調査で求めていた資料の一部の追加提出を義務づけることにより、調査を厳格化します。ただし、検証期間中は、追加資料の提出ができない旨の申出書を提出した者について、調査非協力者とは見なさないものとします。

■ 対象工事

低入札価格調査制度対象工事のうち、特殊工事及び専門工事以外のもの(対象工事については入札公告に記載)

■ 適用期日

平成24年9月1日以降に入札公告する建設工事から適用

追加提出資料及び追加調査内容

追加提出資料 (通常の低入札調査対象者においても、一部、重点調査対象者と同様の資料の提出を義務化する。)	追加調査の内容 (重点調査と同様の調査を実施する。)
建設交通部低入札価格調査における提出資料作成要領	建設交通部低入札価格調査マニュアル 第7 特別重点調査の内容
様式2-2(資材単価一覧表)	1(2)の重点調査
様式2-3(機械損料・賃料一覧表)	1(3)の重点調査
様式11(労務者の確保計画)	1(4)及び9の重点調査
様式15(下請け業者等一覧表)	1(4)及び(5)の重点調査

低入札調査制度に係る要領等

- 低入札価格調査制度に係る取扱要領
<http://www.pref.kyoto.jp/nyusatu/resources/1323851253478.pdf>
- 低入札価格調査制度に係る取扱要領の運用について
<http://www.pref.kyoto.jp/nyusatu/resources/1323852551834.pdf>
- 建設交通部低入札価格調査マニュアル
<http://www.pref.kyoto.jp/nyusatu/resources/1326350974591.pdf>
- 資料作成要領
<http://www.pref.kyoto.jp/nyusatu/resources/1326334510504.pdf>

建設工事等の発注事務等に関する 京都府発注担当職員行動指針

平成24年9月5日策定

第1章 発注担当職員の心構え

- 1 発注担当職員は、地方公務員法、京都府職員服務規程、京都府地方機関処務規程、京都府発注事務に関する職員倫理規程、職員の綱紀の保持に係る依命通達その他の関係法令等に加え、この行動指針を遵守することにより、公表前における予定価格、最低制限価格、競争参加業者名、設計価格及びその他発注事務に関する秘密の漏えいを防止するとともに、府民の疑惑や不信を招くことのないようにしなければならない。
- 2 発注担当職員は、発注事務に関する秘密を漏えいすることのないよう十分に注意するものとし、予定価格の事後公表（入札実施後の公表をいう。以下同じ。）をする建設工事については、起工伺いに際し当該建設工事の設計価格を知り、又は推測できる情報を得たときから、落札者が決定されるときまでの間においては、特別の注意を払わなければならない。

第2章 定義

- 1 この行動指針において「発注事務」とは、京都府の建設工事等（建設工事及び測量等業務委託をいう。以下同じ。）の発注における設計図書の作成、設計価格、予定価格及び最低制限価格等の作成、契約の方法の選択、入札参加要件の設定、指名業者の決定、契約相手方の決定その他の事務をいう。
- 2 この行動指針において「発注担当職員」とは、発注事務を担当する職員をいう。
- 3 この行動指針において「業界関係者」とは、京都府の建設工事競争入札参加資格者名簿及び測量等業務競争入札参加資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に記載されている事業者の役員、従業員、代理人その他これらに準じる者並びに有資格者名簿に記載されていない事業者のうち、現に京都府と契約している建設工事等の請負者及び受託者並びに下請負者及び業務の一部を再委託された者又は積算事務において依頼により見積りを行った者である資機材メーカー等の役員、従業員、代理人その他これらに準じる者（それらの者が、自己の利益を図るため、発注担当職員以外の職員（以下「担当外職員」という。）をして当該担当外職員の影響力を発注担当職員に対して行使させる場合においては、当該担当外職員を含む。）をいう。
- 4 この行動指針において「働きかけ」とは、業界関係者が発注担当職員に対し、次に掲げる行為を求める行為で建設工事等に係る公正な事務の実施を妨げるおそれのあるものを行うことをいう。
 - (1) 法令等に違反する行為
 - (2) 発注事務に関する秘密を漏えいする行為
 - (3) 職務を行う上で特定の業界関係者を有利又は不利に取り扱う行為（不作為を含む。）

第3章 業界関係者との接触の規制

- 1 発注担当職員は、職務上特に必要な場合を除き、業界関係者と接触（面会、電話、メール、FAX等その手段は問わない。以下同じ。）をしてはならない。
- 2 私的な関係（職員としての身分にかかわらない関係をいう。以下同じ。）にある業界関係者との接触については、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等を考慮して、公正な職務の執行に対する府民の疑惑や不信を招くおそれがないことが明らかであると認められるものに限り、1の規定の例外とする。
- 3 予定価格の事後公表をする建設工事に係る発注担当職員は、起工伺いに際し当該建設工事の設計価格を知り、又は推測できる情報を得たときから、落札者が決定されるときまでの間において、業界関係者と接触した場合は、8に準じ接触等記録票の作成等を行わなければならない。
- 4 発注担当職員は、公私を問わずいかなる状況においても、業界関係者から働きかけと疑われる行為があった場合は、当該業界関係者に対して、この行動指針の働きかけに該当する可能性がある旨を伝え、直ちに接触を中止するとともに、発注担当職員の所属長（以下「所属長」という。）に報告を行わなければならない。
- 5 1から4までの規定は、当該行為の相手方が業界関係者である限り、当該相手方が府の退職者であるか否かにかかわらず適用されるものとする。
- 6 発注担当職員は、1から5までの規定の適用について疑義が生じた場合は、所属長に相談し、その指示に従わなければならない。
- 7 発注担当職員は、業界関係者と職務上特に必要な接触をするときは、次のことを遵守しなければならない。
 - (1) 業界関係者との接触は、次に掲げる場所で行うこと。
 - ア 庁舎内にある場合は、執務室以外の会議室等。ただし、諸事情により執務室で行う場合は、パーティション等で区画するなど、適切な情報保全のための措置をとった場所
 - イ 庁舎外にある場合は、建設工事等の現場等の業務上必要な場所
 - (2) 業界関係者との接触は、原則として複数の発注担当職員で行うこと。
 - (3) 接触する業界関係者に対して、接触等記録票を作成することをあらかじめ伝えること。
- 8 発注担当職員は、7により業界関係者と接触を行ったときは、次の対応をとらなければならない。ただし、建設工事等の監督業務に係る接触については、請負工事等監督要領によるものとする。
 - (1) 接触内容等を接触等記録票（別紙様式）に記録すること。
 - (2) 作成した接触等記録票により所属長に報告を行うこと。
 - (3) 報告済の接触等記録票を担当所属において5年間保存すること。

第4章 その他の規制等

- 1 発注担当職員は、この行動指針の遵守状況について常に自己点検を行うとともに、研修への参加等を通じて倫理意識の向上に努めなければならない。
- 2 発注担当職員は、職務上特に必要がある場合を除き、他の職員に対して発注事務に関する秘密を提供してはならない。

第5章 本行動指針の実効性の確保のための取組

- 1 所属長は、所属の発注担当職員一人ひとりに対し、研修をはじめ機会のあるごとにコンプライアンスの確保に関する意識啓発を行うことにより、府民全体の奉仕者であること及び自らの行動が公務の信用に影響を及ぼすことを自覚させるようにしなければならない。
- 2 所属長は、長期にわたって同一事務に従事すること及び特定の発注担当職員に権限が集中することは、不適正な事務執行につながるおそれがあることを踏まえ、発注担当職員の事務分担の定期的な変更及び特定の発注担当職員への権限集中の防止をしなければならない。
- 3 所属長は、発注担当職員からこの行動指針に関して相談等を受けた場合は、必要な指導及び助言を行わなければならない。
- 4 所属長は、常に発注担当職員が特定の者と府民の疑惑や不信を招くような関係を持つことがないかどうかを確認し、必要に応じて、発注担当職員のコンプライアンスの確保に関し、指導及び助言を行わなければならない。
- 5 所属長は、各所属に入札コンプライアンス管理指導チーム*1を設置し、発注担当職員への日常的な指導を行わせるとともに、接触に係る記録や入札関係情報の管理など各所属のコンプライアンス確保方策の実施状況の確認を行い、必要に応じてその見直しをさせるものとする。
- 6 所属長は、第3章4の規定により発注担当職員がこの行動指針の働きかけに該当する可能性がある旨を伝えた後、更に当該業界関係者が働きかけと疑われる行為を行った場合は、本庁部局長に報告しなければならない。この場合において、関係部局は、当該業界関係者が属する事業者等に対しその内容に応じて指名停止等の厳正な措置を講じるとともに、当該働きかけの内容についてホームページ等で公表するものとする。
- 7 所属長は、この行動指針に違反する行為があり、公正な事務の実施を妨げるおそれがあると認めた場合は、直ちに入札手続を中止しなければならない。
- 8 本庁部局長は、建設工事等を発注する各部局に入札コンプライアンス管理指導者*2を置き、各所属に設置された入札コンプライアンス管理指導チームと連携しながら、発注に係る部局のコンプライアンス対策とその実施について総括的な管理指導を行わせるものとする。
- 9 総務部長は、建設工事等の発注事務等に関し、定期的に各部局の綱紀保持方策の実施状況について報告を求め、その実効性の確保に努めるとともに、コンプライアンスの確保に関し、第三者委員会の評価・検証を受けながら、PDCAサイクルを実施し、柔軟に、かつ、迅速に改善策を講じるものとする。
- 10 全ての職員は、職務上特に必要がある場合を除き、発注担当職員から発注事務に関する秘密を入手しようとしてはならない。
- 11 全ての職員は、この行動指針が建設工事等の発注事務等についての適正な行動基準を定めたものであり、故意に接触記録を報告しないことその他のこの行動指針に違反する行為をすれば、懲戒処分指針に基づき免職、停職等の懲戒処分の対象となり得ることを常に認識して行動しなければならない。

*1 入札コンプライアンス管理指導チームは、各所属において副課長相当以上の職の者で構成することとし、員数は組織規模に応じて設定する。

*2 入札コンプライアンス管理指導者は、各部局の管理職のうち、建設工事等の起工伺いの決裁ルート上に無い者から選定する。

建設工事等の入札情報に関する問い合わせ等に係る取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公共事業の入札手続に当たり、公正かつ自由な競争を確保し適正な契約を実施するため、建設工事等（建設工事及び測量等業務委託をいう。以下同じ。）の入札に係る非公開の情報に関する問い合わせ及び働きかけ等（以下「問い合わせ等」という。）について記録し公表することに関し、必要な手続を定める。

(対象となる問い合わせ等)

第2条 対象となる問い合わせ等は、建設工事等の入札に関する業務に係るもので、勤務時間の内外を問わず、起工から落札者決定までの間になされたもの全てとし、面会、電話、メール、FAX等、問い合わせの手段は問わない。ただし、次に掲げるものは除く。

- (1) 京都府電子入札システム等において質問及び回答として処理するもの
 - (2) 単に事実又は手続の確認であることが明らかなもの
 - (3) 要望書等書面によるもので、特定の者への便宜、利益又は不利益の誘導につながるおそれのないもの
 - (4) 不特定多数の者が傍聴できる公開の場で行われたもの
 - (5) その他これらに類するもの
- 2 前項に規定する問い合わせ等をする者は、個人、企業、団体、行政機関等の現・元職員など、何人であるかを問わない。

(記録及び報告)

第3条 問い合わせ等を受けた職員（以下「職員」という。）は、問い合わせ等の内容について、次に掲げる事項を建設工事等の入札情報に関する問い合わせ等記録票（様式第1号）に記録し、直ちに当該記録票により所属長に報告するものとする。

- (1) 日時
 - (2) 場所
 - (3) 問い合わせ等をした者の氏名・名称
 - (4) 問い合わせ等の方法（面会、電話、電子メール、FAX等）
 - (5) 案件名
 - (6) 問い合わせ等の内容
 - (7) 京都府の対応内容
 - (8) その他事項
- 2 職員は、問い合わせ等をした者に対して、その内容を記録し、不正・不当な問い合わせ等であると府が判断するものについては公表される旨をあらかじめ伝えるものとする。
- 3 報告済の記録票は、担当所属において5年間保存する。
- 4 所属長は、職員が作成した記録票のうち、不正・不当な問い合わせ等であると判断したものについては、所管部局の入札コンプライアンス管理指導者及び入札課長へ報告するものとする。

(公表方法)

第4条 入札課長は、報告された問い合わせ等の内容について、府ホームページにおいて、建設工事等の入札情報に関する問い合わせ等一覧（様式第2号）により公表するものとする。

- 2 前項の公表は、月毎に集計し公表するものとする。

(雑則)

第5条 この要綱の施行に関して必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成24年9月5日から施行する。

建設工事等の入札情報に関する問い合わせ等記録票

(1) 日	時	
(2) 場	所	
(3) 問い合わせ等をした者の氏名・名称		
(4) 問い合わせ等の方法	<input type="checkbox"/> 面会 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> メール <input type="checkbox"/> FAX <input type="checkbox"/> その他 ()	
(5) 案 件 名		
(6) 問い合わせ等の内容		
(7) 問い合わせ等を受けた職員の対応内容		
(8) 特 記 事 項 (所属長の指示等)		

建設工事等の入札情報に関する問い合わせ等一覧

受付 年月日	問い合わせ等をした者の属性 (個人、企業、団体等)	問い合わせ等の内容	担当課 又は 公 所	京都府の対応内容	備 考

備考：個人、個別企業等が特定される情報は含めていない。

工事等成績評定要領の改正について

平成24年 8 月

指導検査課

建設交通部の所管する土木工事に係る成績評定要領を改正しました。

主な改正内容

- 1 総括監督員の考査項目の工事特性「施工条件等への対応」について
現在、当該工事特有の難度の高い条件に対して評価する4つの項目に加え、
 - ・ 府内企業への発注状況 を新たな評価項目として追加

2 評価について

府内企業への発注状況については、府内施工率に応じて評価し、最高10点までの加点とする。

工事特性の評価は、各項目における加点の合計点とするが、合計点が20点を超える場合は、最高20点までの加点とする。

$$\text{府内施工率} = \frac{\text{最終請負代金額} - \text{府外企業最終請負代金額(元請も含む)の合計}}{\text{最終請負代金額}}$$

府内企業への発注状況の評価（総括監督員）

府内施工率	評価
50%未満	0点
50%以上、60%未満	1点
60%以上、70%未満	2点
70%以上、80%未満	4点
80%以上、90%未満	6点
90%以上、100%未満	8点
100%	10点

3 その他

平成24年9月1日に入札公告又は入札通知する建設工事から適用します。

改正内容の詳細は、指導検査課ホームページをご確認ください。

<http://www.pref.kyoto.jp/shido-gijyutsu/hyoutei.html>

問い合わせ先 建設交通部指導検査課指導担当
電話 075-414-5227(直通)

「工事等契約に係る指名停止等の措置要領」 の改正について

◆ コンプライアンスの推進【厳罰化】

公契約大綱に基づきコンプライアンスを推進するため、談合等の不正行為に対する指名停止期間の延長を行いました。

- 有資格業者等が、府の職員に対する贈賄の容疑により逮捕又は公訴されたとき。
- 有資格業者等が、府が発注する工事等において、談合罪、競売入札妨害罪等の容疑で逮捕、起訴等をされたとき。

改正前： 24 箇月 → 改正後： 36 箇月

- 有資格業者等が、府が発注する工事等に係る予定価格及び発注計画等において、非公表とされている情報を不正に入手しようとしたとき。

改正前： 3 箇月 → 改正後： 18 箇月

◆ 工事施工等に係る質の担保【変更】

府発注工事に係る品質の全体的な底上げのため、指名停止基準（工事等成績評点）の見直しを行いました。

- 府が発注する工事等において、成績が著しく不良なとき。



改正前： 工事等成績評点が 50 点未満 → 改正後： 55 点未満

* 指名停止期間は変更なし（1 箇月）

◆ 適正な元請・下請関係の構築【追加】

京都府が発注する建設工事に係る元請・下請関係適正化及び労働環境の確保に関する指針に基づき、指名停止要件を追加しました。

- 府が発注する建設工事等において、以下の事実があり、その是正等を求める府の指示に従わず、措置を講じないとき。 1 箇月

（例）

- ・ 建設業法により営業を禁止されている者、府の指名停止措置を受けている者及び府から下請参加停止者として指定された者を下請負人として選定した場合
- ・ 自己の取引上の地位を不当に利用して、建設工事に使用する資材や機械器具又はこれらの購入先を指定することで、下請負人の利益を害した場合

…等

* 詳しくは、指針本文を参照

◆ 建設工事等からの暴力団の排除【厳罰化】

「京都府暴力団排除条例」の施行に伴い、建設工事等からの暴力団の排除を推進するため、指名停止期間の延長を行いました。

- 資格業者である個人又は有資格業者である法人の役員等が暴力団員であると認められるとき。
- 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。…等
改正前：12箇月 → 改正後：24箇月
- 有資格業者が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 資金の供給や便宜の供与等を行うことで、暴力団の維持運営に協力、関与していると認められるとき。…等
改正前：6箇月 → 改正後：12箇月

なお、暴力団関係については、指名停止期間経過後も、当該事由が改善されたと認められるまで、指名停止は解除されません。